

事業計画書

「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」

令和4年8月

福岡市

1. 公募団体名

福岡市役所

2. 公募団体代表者氏名

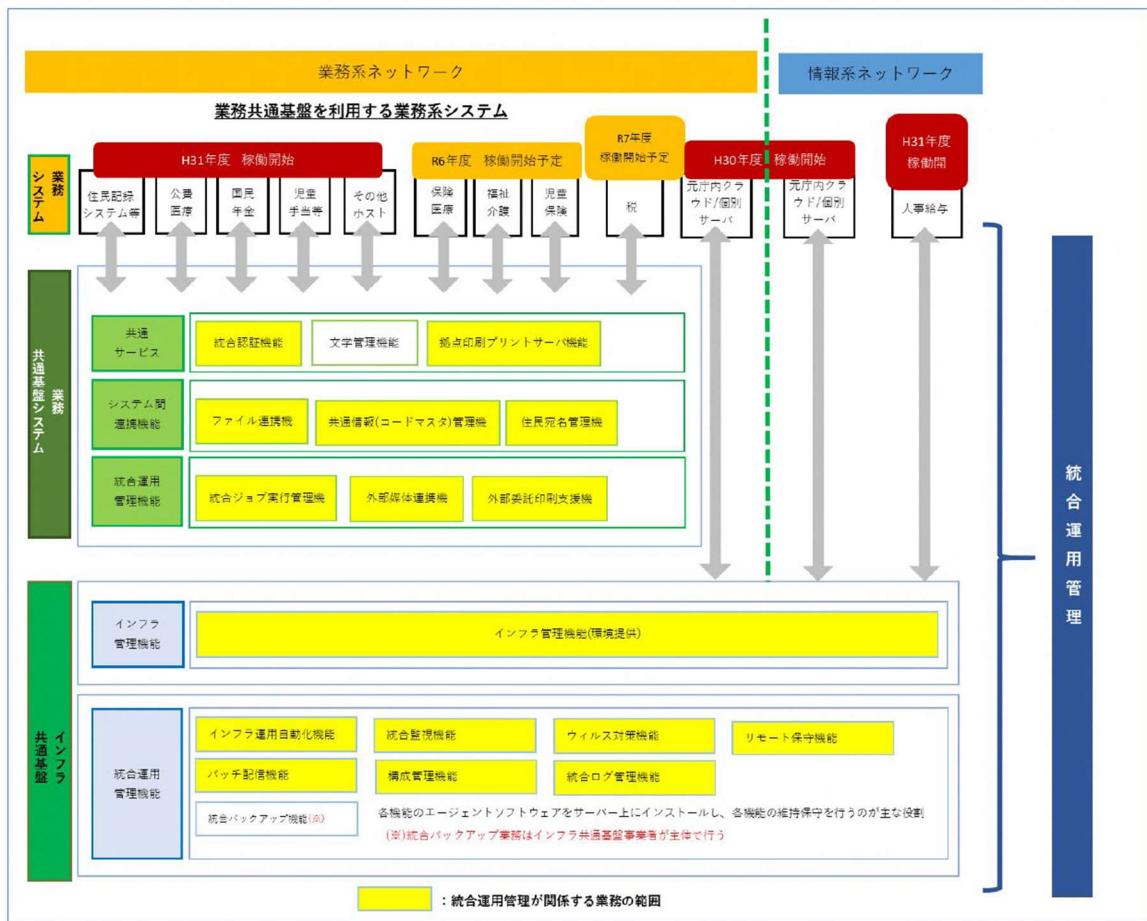
福岡市長 高島 宗一郎

3. 公募団体担当課

こども未来局こども部こども見守り支援課

4. 公募団体のシステムの現況

下図の通り、仮想化技術を採用しハードウェアリソースを提供する「インフラ共通基盤」を整備し、同基盤サービス上に「業務共通基盤システム」を構築。システム刷新のタイミングで基幹システムは共通基盤上に構築し、認証機能やシステム間のファイル連携等の共通の機能や認証機能等を提供している。



5. 事業の実施計画

(1) 実証事業に参加する理由

子どもの貧困や虐待などの社会的な課題に対して、現在、関係部局や関係機関等が連携し、総合的に支援を実施しているが、支援が必要な子どものリスクが潜在化し、見えづらくなっており、今後は、こうした連携も活用しながら、支援が必要な子どもや家庭のニーズに応じて適切な支援につなぐなど、誰一人取り残さない支援の仕組みを構築する必要がある。

福岡市は、児童相談所と区役所をともに所管している政令市として、「権限」と「現場」の両方があることから、関係部署の調整が同一自治体内で完結でき、ロールモデルづくりに適している。以上を踏まえ、実証事業を通じて全国標準的なモデルづくりに積極的に参画していきたい。

【子どもの見守りに関する主な取り組み】

- ・令和3年4月には7区役所すべてに「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、こども総合相談センター（児童相談所）や民間NPO等による市内3ヵ所の子ども家庭支援センター等と連携を図りながら支援を実施。
- ・学校においては、全中学校区にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置するなど、他の政令市に先駆けて体制を強化するとともに、こども総合相談センターに教育委員会の相談窓口を設けることで児童相談所との円滑な情報共有ならびに必要な支援を実施。
- ・地域においては、平成28年に政令市で初めて子ども食堂の支援に取り組み始め、現在は、社会福祉協議会の地域福祉ソーシャルワーカー（CSW）や、子どもの見守りに積極的なNPO等が中心となり、福岡市とも連携しながら支援を実施。

(2) 実証事業で想定するモデルプラン（何を目的に、誰と、どのデータを連携・活用して、どのように支援へとつなげることを狙うのかわかる全体像）

①現状と課題

- ・子どもに関わる情報共有の円滑化
⇒子どもに関する情報と言っても、行政目的ごとに庁内の異なる部署が個別に管理しており、必要な情報の収集に手間や時間がかかっていることから、必要なときに速やかに活用できる情報連携の仕組みが必要。
- ・困難を抱える子どものリスクの見逃し防止
⇒虐待等の困難を抱える子どものリスクは要因が複雑で見えづらく、異なる部署が個別に管理している断片的な情報では適切な把握が困難であることから、子どもからのSOSを見逃さない客観的な指標が必要。
- ・職員による適切なアセスメント
⇒アセスメント（支援の判断等）にあたっては、現場担当者の経験や知識が必要となるため、経験等により判断に差が生じないように、判断基準の平準化が必要。

②事業の目的

上記①の課題を踏まえ、子どもに関する教育や福祉などのデータを連携し、個人情報の保護に配慮した上で活用することで、情報共有の円滑化や虐待等の困難を抱える子どものリスクの見逃しを防ぎ、適切な支援につぐための仕組みづくりについて検討を行う。

③事業内容

I システムの整備 「(仮)こどもの支援システム」

先行事例等も参考にしながら、庁内のそれぞれの部局が管理するデータを連携させて活用するためのシステムを整備。以下のような機能を想定。

機能1 個人ごとに各制度の利用状況や支援状況等を表示

機能2 支援の必要性やその程度を算出・表示

システムは、児童相談所等の職員が虐待の相談・通告等を受けた際に、支援の必要性等を判断する一助として活用することを想定。

<システム整備にあたっての想定>

- * 名寄せの際には、宛名番号への名寄せを想定
- * 整備にあたっては、統計分析や実務担当者・有識者等による知見を活用
- * データの分析等を行う際には、システム上で匿名化等を実施
- * システム整備には互換性、拡張性に配慮するもの

II 検証・試行

システムによる分析結果の有効性等や支援が必要な子どもを関係機関等への支援につないでいくための体制について、試行を行いながら検証を実施。検証にあたっては、実務者（児相職員や区役所職員など）を含めた(仮)ワーキンググループの開催や有識者等による専門的知見の活用を想定。

併せて、統計分析の結果を政策や施策の企画・立案に活用することを検討する。

【留意点】

上記の事業を進める上では、個人情報保護条例等の関係法令に沿って取り扱うとともに、データへのアクセス権限を特定の職員に限定するなど、個人情報やプライバシーの保護には十分配慮する。

(3) 実証事業で連携するデータ項目

区の相談窓口や児童相談所に相談・通告があった場合、以下のような情報を収集しており、これに準じた項目や、デジタル庁にて別途実施予定の「データ項目等に係る調査研究」等を踏まえ、データ項目を整理する予定。

【現在、相談・通告があった際に情報収集している項目（例）】

- 住民、戸籍
- DV等相談
- 母子保健（乳幼児健診、家庭訪問）
- 生活保護
- きょうだい児情報
- 保育所入所状況
- 児童手当
- 児童扶養手当
- 医療費助成制度利用状況
- 学校情報 など

【情報収集内容も踏まえ連携を想定している基幹システムのデータ項目】

《個人番号利用事務系データ》

- 住民記録システム（住基情報等）
- 母子保健システム（健診情報等）
- 生活保護システム（生活保護情報等）
- 子ども・子育て支援システム（認可・認可外保育施設（幼稚園含む）利用者情報等）
- 児童手当・児童扶養手当システム（児童手当資格情報、児童扶養手当資格情報等）
- 公費医療システム（子ども医療費助成制度資格情報等）
- 児童相談システム（一時保護児童情報等）
- 保健福祉総合システム（障がい児・者情報等）
- 母子父子寡婦福祉資金貸付システム（貸付情報等）

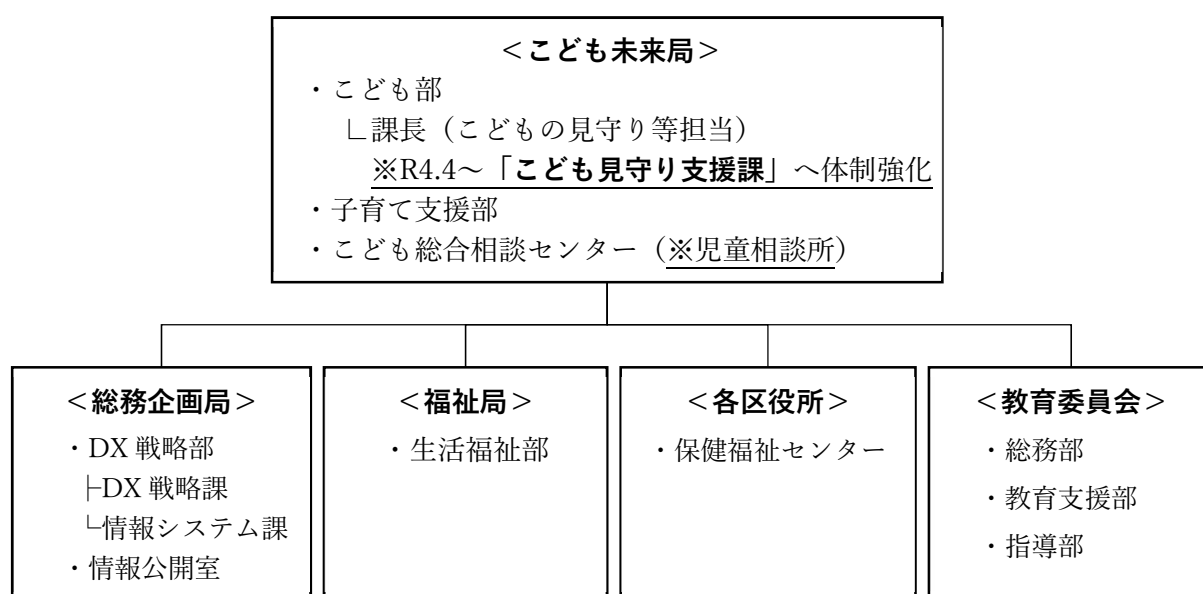
《校務系データ》

- 児童生徒管理システム（児童生徒氏名、学校名等）
- 校務支援システム（健診情報、欠席日数、遅刻日数等）
- 就学援助システム（就学援助の認定状況等）
- 給食費システム（給食費の滞納情報等）

(4) 実証事業でデータ連携する部署、関係機関等、実証事業に参加する関係者の体制、役割等

令和4年1月から、こども未来局こども部にデータ連携による支援等の検討を行う「課長（こどもの見守り等担当）」を設置。令和4年4月からは体制を強化の上、新たに「こども見守り支援課」に再編。子どもの見守りに関するコントロールタワーとして、関係局等と連携しながら、分野横断的に検討を実施。

なお、実証事業の実施にあたっては、関係局職員や実務者（児相職員、区役所職員など）を含めた「(仮)ワーキンググループ」を立ち上げ予定。



※その他、必要に応じて関係する局等とも協議
(令和4年4月再編後組織図)

(5) 実証事業で連携するデータの取得方法及び管理主体

【データの取得方法】

・大きく2パターンを想定。実証事業で妥当性を検討していきたいと考えている。

- ①共通基盤における既存連携項目の有効活用
- ②既存の連携がない場合、基幹システムからのデータ抽出

※中間標準レイアウトや地域標準プラットフォーム標準仕様も参考にする。

【データの管理主体】

- ・「(仮) こどもの支援システム」内のデータ（連携されたデータを含む）の管理主体は「こども見守り支援課」である。
- ・連携元データの保有主体は、各基幹システム及び業務所管課であり、それらデータを統計解析した結果等の保有主体は、「こども見守り支援課」である。
- ・データの保有主体を踏まえた、保存期間等の管理方法は実証事業を通じて検討していく。

(6) 実証事業で連携するデータの流通と制御（関係者との共有方法及びアクセスコントロールに係る技術的及び制度的な考え方）

- ・「(仮) こどもの支援システム」の利用を想定している職員は、子どもの見守り支援に関する本庁、区役所、児童相談所の職員のみを想定している。
- ・利用を想定している職員以外の関係機関等には、システムの利用端末を設置しない他、利用権限の付与も行わない。
- ・本市が所管する情報資産に関する情報セキュリティ対策の基準を定め、市民の財産、プライバシー等の保護を目的として制定された「福岡市情報セキュリティポリシー」において、個人情報情報は情報資産の分類上「機密性3」に該当し、管理規定を整備するとともに、各種リスクに対して物理的セキュリティ・人的セキュリティ・技術的セキュリティの対策を講じている。

(7) 実証事業で連携するデータの支援事業への活用方法

- ・支援の必要性等を算出するための統計分析を行い、職員のアセスメントの補助として活用（※分析にあたっては匿名化等を実施）
- ・統計分析結果等に基づいた政策や施策の企画・立案など EBPM の推進

(8) 実証事業で連携するシステム運用事業者等、実証事業の実施体制

令和4年2月25日にシステム運用事業者等に関する「子どもを見守るためのデータ連携システム整備等に係る提案競技」として公募開始。

提案競技の結果により、連携するシステム運用事業者は以下の通り決定。

- ・PMO 支援事業者： Gcom ホールディングス株式会社
- ・システム構築事業者： Gcom ホールディングス株式会社

(9) データの利活用に係る倫理的な課題について検討する体制（倫理委員会等）の検討状況
有識者等による検討を想定

(10) 検証項目の検証方法

公募要領に記載の検証項目については、大きく以下の2工程に分割して検証する。

I システムの整備「(仮)こどもの支援システム」

- ・必要なデータの洗い出し
- ・データ連携のための体制の整備、データの保有主体やアクセスコントロール・個人情報の取扱いの整理
- ・データ連携のためのシステムの整備

II 検証・試行

- ・当該システムを活用した具体的な支援事業の試行及び課題抽出
- ・上記の成果・課題を踏まえた、全国的な展開方策の検討

関係局職員や実務者（児相職員、区役所職員など）を含めた「(仮)ワーキンググループ」や有識者からの意見聴取等を適宜実施することにより検証を実施予定。

システム面に関しては、民間の専門人材である「福岡市 DX デザイナー」からも助言等を得ていく予定。